

教育基本法に関する特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	中曾根 弘文 (自民)	小泉 昭男 (自民)	西岡 武夫 (民主)
理事	岸 信夫 (自民)	小泉 顕雄 (自民)	福山 哲郎 (民主)
理事	北岡 秀二 (自民)	鴻池 祥肇 (自民)	藤本 祐司 (民主)
理事	保坂 三蔵 (自民)	坂本 由紀子 (自民)	松岡 徹 (民主)
理事	佐藤 泰介 (民主)	中島 啓雄 (自民)	水岡 俊一 (民主)
理事	櫻井 充 (民主)	南野 知恵子 (自民)	浮島 とも子 (公明)
理事	蓮 舫 (民主)	舛添 要一 (自民)	松 あきら (公明)
理事	木庭 健太郎 (公明)	松村 祥史 (自民)	山下 栄一 (公明)
	岩城 光英 (自民)	神本 美恵子 (民主)	井上 哲士 (共産)
	小野 清子 (自民)	下田 敦子 (民主)	近藤 正道 (社民)
	岡田 直樹 (自民)	鈴木 寛 (民主)	亀井 郁夫 (国民)
	岡田 広 (自民)	那谷屋 正義 (民主)	(18. 11. 22 現在)

(1) 審議概観

第165回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件、本院議員提出3件の合計4件であり、そのうち内閣提出1件を可決した。

また、本委員会付託の請願24種類159件は、いずれも審査未了となった。

〔法律案の審査〕

教育基本法案は、時代の要請にこたえる我が国の教育の基本を確立するため、教育基本法の全部を改正し、教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本的な事項と、教育振興基本計画の策定等について定めるものである。衆議院において前国会より継続審査されており、11月16日に本院に送付され、翌17日の本会議において趣旨説明の聴取が行われた。

委員会においては、本法律案に加え、興石東君外6名の発議による日本国教育基本法案等3法律案を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣、伊吹文部科学大臣ほか関係大臣、3法律案の発議者等に対して質疑を行うとともに、3度にわたる参考人からの意見聴取、新潟県、長野県、兵庫県、徳島県、山梨県及び静岡県の各県に委員を派遣しての地方公聴会、さらに中央公聴会を開会した。

委員会の質疑においては、現行教育基本法に対する評価、個人と公の関係の在り方と「公共の精神」を前文に定めた理由、家庭教育の振興策、「学問の自由」の重要性と本法律案における位置付け、国を愛する「心」と「態度」の関係と学校で評価することの問題点、生涯学習の理念と方向性、宗教的情操を涵養する教育の在り方、幼児教育及び高等教育の無償化に対する認識、本法律案における「不当な支配」の主体と内容、教育委員会の現状と首長が教育行政を行うことの是非、教育行政における国と地方の役割分担の在り方、教育振興基本計画と財政措置の関係、学校でのいじめ及び

必修科目の未履修問題における教育行政の責任、政府主催のタウンミーティングの問題点等について議論が行われた。

12月14日、質疑終局の動議によって教育基本法案の質疑を終局した後、採決の結果、同法律案は多数をもって原案どおり可決された。

(2) 委員会経過

○平成18年11月22日（水）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）について伊吹文部科学大臣から趣旨説明を聴き、

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上3案について発議者参議院議員佐藤泰介君から趣旨説明を聴いた後、教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について発議者参議院議員西岡武夫君、同鈴木寛君、安倍内閣総理大臣、伊吹文部科学大臣、高市内閣府特命担当大臣、塩崎内閣官房長官、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 舛添要一君（自民）、※北岡秀二君（自民）、※小泉顕雄君（自民）、佐藤泰介君（民主）、※蓮舫君（民主）、※水岡俊一君（民主）、松あきら君（公明）、井上哲士君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）

※関連質疑

○平成18年11月24日（金）（第2回）

- 教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について発議者参議院議員西岡武夫君、同鈴木寛君、伊吹文部科学大臣、塩崎内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 福山哲郎君（民主）、神本美恵子君（民主）、小林美恵子君（共産）、近藤正道君（社民）、山下栄一君（公明）、岩城光英君（自民）

○平成18年11月27日（月）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について発議者参議院議員鈴木寛君、同西岡武夫君、伊吹文部科学大臣、塩崎内閣官房長官、溝手国家公安委員会委員長、柳澤厚生労働大臣、菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、神本美恵子君（民主）、櫻井充君（民主）、鈴木寛君（民主）、山下栄一君（公明）、井上哲士君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）

○平成18年11月28日（火）（第4回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について発議者参議院議員鈴木寛君、同西岡武夫君、伊吹文部科学大臣、高市内閣府特命担当大臣、菅総務大臣、塩崎内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕鰐淵洋子君（公明）、広中和歌子君（民主）、浅尾慶一郎君（民主）、下田敦子君（民主）、水岡俊一君（民主）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）、坂本由紀子君（自民）

○平成18年11月29日（水）（第5回）

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について発議者参議院議員鈴木寛君、伊吹文部科学大臣、塩崎内閣官房長官、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、浮島とも子君（公明）、那谷屋正義君（民主）、佐藤泰介君（民主）、小林美恵子君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）

○平成18年11月30日（木）（第6回）

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について安倍内閣総理大臣、伊吹文部科学大臣、塩崎内閣官房長官、高市内閣府特命担当大臣、菅総務大臣、武見厚生労働副大臣、奥野法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

・質疑（内閣総理大臣出席）

〔質疑者〕鈴木寛君（民主）、藤本祐司君（民主）、福山哲郎君（民主）、鱒淵洋子君（公明）、井上哲士君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）

・質疑

〔質疑者〕風間昶君（公明）、福島みずほ君（社民）、林久美子君（民主）、神本美恵子君（民主）、井上哲士君（共産）、亀井郁夫君（国民）、南野知恵子君（自民）

また、4案審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成18年12月1日（金）（第7回）

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について参考人八洲学園大学生涯学習学部教授・筑波大学名誉教授山本恒夫君、全日本仏教会宗教教育推進特別委員会委員長杉谷義純君、静岡大学教育学部教授馬居政幸君、新潟大学大学院実務法学研究科教授成嶋隆君、新潟大学教育人間科学部助教授・ディフェンス・フォー・チルドレン・インターナショナル日本支部事務局長世取山洋介君及び狭山ヶ丘高等学校校長小川義男君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岸信夫君（自民）、鈴木寛君（民主）、谷合正明君（公明）、井上哲士君（共産）、淵上貞雄君（社民）、亀井郁夫君（国民）

○平成18年12月5日（火）（第8回）

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について発議者参議院議員鈴木寛君、同西岡武夫君、伊吹文部科学大臣、塩崎内閣官房長官、高市国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕蓮舫君（民主）、神本美恵子君（民主）、亀井郁夫君（国民）、藤本祐司君（民主）、水岡俊一君（民主）、山下栄一君（公明）、井上哲士君（共産）、近藤正道君（社民）、小泉昭男君（自民）

また、4案審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成18年12月7日（木）（第9回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について参考人明海大学長高倉翔君、杉並区立和田中学校校長藤原和博君、古山教育研究所所長古山明男君及び名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授・犬山市教育委員中嶋哲彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕北岡秀二君（自民）、鈴木寛君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、井上哲士君（共産）、福島みずほ君（社民）、亀井郁夫君（国民）

○派遣委員から報告を聴いた。

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について発議者参議院議員鈴木寛君、伊吹文部科学大臣、塩崎内閣官房長官、高市内閣府特命担当大臣、池坊文部科学副大臣、宮崎内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕辻泰弘君（民主）、櫻井充君（民主）、井上哲士君（共産）、福島みずほ君（社民）、後藤博子君（国民）、山下栄一君（公明）

また、4案審査のため参考人の出席を求めること及び公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成18年12月11日（月）（第10回）

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について参考人愛媛県知事加戸守行君、品川区長濱野健君及び前志木市長・NPO法人地方自立政策研究所理事長穂坂邦夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大仁田厚君（自民）、鈴木寛君（民主）、山本保君（公明）、井上哲士君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）

○平成18年12月12日（火）（公聴会 第1回）

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

慶應義塾長 安西 祐一郎君

日本発達障害ネットワーク代表
全国LD親の会会長 山岡 修君

独立行政法人大学評価・学位授与機構長
中央教育審議会副会長
東京都教育委員会委員長 木村 孟君

松山大学人文学部助教授 大内 裕和君

埼玉大学学生 浅野 大志君

〔質疑者〕岡田広君（自民）、鈴木寛君（民主）、風間昶君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）

○平成18年12月13日（水）（第11回）

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について発議者参議院議員鈴木寛君、同西岡武夫君、伊吹文部科学大臣、高市内閣府特命担当大臣、塩崎内閣官房長官、菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、浅尾慶一郎君（民主）、岡崎トミ子君（民主）、山根隆治君（民主）、山本保君（公明）、井上哲士君（共産）、福島みずほ君（社民）、亀井郁夫君（国民）

○平成18年12月14日（木）（第12回）

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について発議者参議院議員鈴木寛君、同西岡武夫君、安倍内閣総理大臣、伊吹文部科学大臣、塩崎内閣官房長官、池坊文部科学副大臣、林内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、

教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）を可決した。

・質疑（内閣総理大臣出席）

〔質疑者〕小野清子君（自民）、※鴻池祥肇君（自民）、櫻井充君（民主）、※神本美恵子君（民主）、山本香苗君（公明）、井上哲士君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民） ※関連質疑

・質疑

〔質疑者〕蓮舫君（民主）、井上哲士君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）

(第164回国会閣法第89号) 賛成会派 自民、公明
反対会派 民主、共産、社民、国民

(3) 議案の要旨

①成立した議案

教育基本法案(第164回国会閣法第89号)

【要旨】

本法律案は、教育基本法の全部を改正し、教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本的な事項と、教育振興基本計画の策定等について定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るなど、制定の趣旨を明らかにするために、前文を設けること。
- 二、教育の目的及び目標について、現行法にも規定されている「人格の完成」等に加え、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い」、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」こと、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」こと等について規定すること。また、教育に関する基本的な理念として、生涯学習社会の実現と教育の機会均等を規定すること。
- 三、教育の実施に関する基本について定めることとし、現行法にも規定されている義務教育、学校教育及び社会教育等に加え、大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育並びに学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力について規定すること。
- 四、教育行政における国と地方公共団体の役割分担、教育振興基本計画の策定等について規定すること。
- 五、この法律は、公布の日から施行すること。

②審査未了となった議案

日本国教育基本法案(参第4号)

【要旨】

本法律案は、新たに日本国教育基本法を制定し、教育の目的を明らかにするとともに、学ぶ権利の保障を施策の中心に据えつつ、適切かつ最善な教育の機会及び環境の確保及び整備、教育現場の自主性及び自律性の確保その他教育の基本となる事項を定めるものである。

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(参第5号)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体における教育行政の適正な運営の確保を図るため、地方公共団体による教育機関の設置及び学校理事会、教育監査委員会等に関し、必要な事項を定めるものである。

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(参第6号)

【要旨】

本法律案は、学校教育の環境の整備に関し、基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育環境整備指針及び学校教育環境整備計画を策定し、これらの着実な達成を図ることにより、学校教育の環境の整備を推進しようとするものである。